

A decorative scroll graphic with a black outline and rounded corners. The scroll is partially unrolled, with the top and bottom edges curving upwards. The text is centered within the scroll.

第 14 回総会議事録

(令和 3 年 8 月 26 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会第14回総会 議事録	
日 時	令和3年8月26日(木) 14時35分～15時40分
開催場所	J A横浜きた総合センター 2階会議室
出席者の状況	総農業委員数 19名 出席農業委員数 19名 欠席農業委員数 0名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第6号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した7月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 農業経営改善計画について</p> <p>第8号 押印・署名廃止に伴う対応について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>7番 許可相当</p> <p>8番 許可相当</p> <p>9番 許可相当</p> <p>10番 許可相当</p> <p>11番 許可相当</p> <p>第2号議案</p> <p>7番 許可相当</p> <p>8番 許可相当</p> <p>9番 許可相当</p> <p>第3号議案</p> <p>16番 証明交付</p> <p>17番 証明交付</p> <p>18番 証明交付</p> <p>19番 証明交付</p> <p>20番 証明交付</p> <p>21番 証明交付</p>

	<p>22番 証明交付 第4号議案 10番 証明交付 第5号議案 15番 利用確認 16番 利用確認 17番 利用確認 第6号議案 15番 協力</p>
議事	
事務局	<p>(開会 14時35分) 事務局より出席状況(出席委員19名、欠席委員0名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告。 横浜市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>ただ今から第14回総会を開催します。 本日の議事録署名人は、議席番号8番大立尚登委員、9番阿部敏委員にお願いいたします。 それでは第1号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。7番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請人は高齢で農地管理が難しくなっており、土地の有効利用を考えていたところ駐車場として利用したいと申し入れがあり転用申請するものです。 借受法人は、リフォーム内装解体業を港北区鳥山町で営む法人です。現在、3tダンプ5台と通勤車5台を分散して停めておりますが、10台を一体で停めることのできる駐車場を必要としておりました。 立地基準は第3種農地で、500m以内にししがはな公園、新田公園があり、前面道路に上下水管があります。 被害防除については、雨水は砂利敷による自然浸透とします。北西側・南西側境界は、既存コンクリート擁壁を利用し、北東側境界は単管パイプ及び土留プレートを新設します。 所有農地に違反転用はありません。 以上、計画・被害防除も適切に行われることから許可相当として市に進達したいと考えておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>7番について地区担当の小山委員の意見はいかがですか。</p>
小山委員	<p>事務局の説明のとおり、問題ありません。</p>
議長	<p>7番について他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、7番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、7番は許可相当とし市に進達します。 続いて、8番について事務局から説明してください。
事務局	<p>申請者は高齢のため申請地の耕作が困難です。当該地は利用権設定により貸し付けを行っていましたが、使用者の都合により期間途中で解約されました。そのため、土地の有効活用を考えていたところ、資材置場として利用したいとの申し入れがあったため転用するものです。</p> <p>借受法人は、栄区上郷町に本社があり舗装や土木工事を中心とした土木建築の会社です。旭区川井宿町で資材置場を借りていましたが、この場所は他の業者と使用しており狭くて不便が生じていたため新規の資材置場を探していました。当該地はアスファルト合材の工場からも近く、事業地に資材を運ぶのにも地理的に都合の良い場所です。</p> <p>立地基準は第2種農地です。500m以内に市街化区域があり、集团的農地に連続していません。</p> <p>被害防除については、アスファルト舗装により水勾配を付けて前面のU字溝へ排水します。周囲は高さ2mの鋼板で囲い、土砂の流出を防ぎます。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>他法令の手続きですが、風致地区のため、風致地区内行為許可申請については申請済です。当該地は宅地造成規制区域ですが、建築局に確認したところ申請・協議は不要との回答を得ております。また、今回の計画について旭土木事務所とも協議を行っております。</p> <p>隣地所有者のうち一人に連絡がとれず、本転用計画について説明の上同意を得ることはできておりませんが、鋼板で囲い隣地には影響のないよう被害防除措置を講じるため問題ないと考えております。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	8番について、地区担当の小川名委員の意見はいかがですか。
小川名委員	事務局の説明のとおり、問題ありません。
議長	8番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、8番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、8番は許可相当とし市に進達します。 続いて、9番について事務局から説明してください。

事務局	<p>申請者は水耕栽培の農家ですがシステムの老朽化に加え、父の他界と自身の体調を考え農業経営の見直しを検討していたところ、資材置場として利用したいとの申し入れがあったため転用するものです。</p> <p>借受法人は都筑区に事業所があり、一都三県を中心に建設足場工事業等を営んでいます。これまで繁忙期には同業者から人員・車両・資材を借りて対応してきましたが、同業者の繁忙期に重なると借りることができず、安定的に業務を受けることが難しくなっています。今年に入ってから受注量が増加し、受注数も安定しているため、自社の社員・車両・資材を拡充することを検討していました。また、現在資材等を保管している都筑区の借地は手狭で作業効率が悪いこともあり、解約して現在保有している資材等及び今後拡充予定の資材等を保管できる1700㎡程度の貸地を探していました。作業音が発生するため近隣に住宅が少ないこと、資材を搬入するトラックが出入りできる道路に接道していること、東名高速道路へのアクセスに便利なことから申請地が選定されました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水道があり、500m以内に公園が2つあります。</p> <p>被害防除については、敷地内は出入口及び緑地帯を除き砕石敷きとし、雨水は自然浸透及び浸透柵に集水し処理します。出入口はコンクリート舗装とし勾配をつけ、雨水は前面道路側溝に排水します。南・西側の一部は鋼板土留めを新設し、それ以外は既存鋼板土留め等を利用します。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>他法令の手続きですが、雨水浸透阻害行為許可申請について道路局河川管理課で受付済みです。風致地区についての申請も建築局建築企画課で受付済みです。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>9番について、地区担当の斎藤春美委員の意見はいかがですか。</p>
齋藤春美委員	<p>事務局の説明のとおり、問題ありません。</p>
議長	<p>9番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、9番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、9番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、10番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請者は高齢のため申請地の耕作が困難で、土地の有効活用を考えていたところ、資材置場として利用したいとの申し入れがあったため転用するものです。</p> <p>借受法人は、旭区今宿東町で建設業を営んでおります。下川井町で資材置場を借りていますが、土木工事の品質管理強化に伴い資材が多く必要になったため、新たな資</p>

	<p>材置場を探していました。当該地は地理的に幹線道路等が近いため資材運搬・管理には便利な場所であるとのこと。</p> <p>立地基準は第2種農地です。500m以内に市街化区域があり、集団的農地に連続していません。</p> <p>被害防除については、隣接地は資材置場のため農地はありません、雨水は砂利敷きのため自然浸透させます。西・南側道路との境は既存の土留めを生かしますが、これが崩れることを防ぐためコンクリート舗装と杭打ちを合わせて行い崩れないように施工するとのこと。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>他法令の手続きですが、風致地区のため、風致地区内行為許可申請については受付済です。当該地は宅地造成規制区域ですが、建築局に確認したところ申請・協議は不要との回答を得ております。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>10番について、地区担当の小川名委員の意見はいかがですか。</p>
小川名委員	<p>当初、既存の土留めを用いるということで気になっていましたが、コンクリート舗装と、杭を打つ施工をするとのこと、その通りであれば問題ありません。</p>
議長	<p>10番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p>
委員	<p>無いようですので、10番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(挙手)</p>
委員	<p>賛成多数と認め、10番は許可相当とし市に進達します。</p>
議長	<p>続いて、11番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請者は主に水耕栽培での農業を営んでいます。水耕栽培システムの老朽化や父の他界のため、農業経営の縮小と農業経営資金、納税資金の調達方法を考えていたところ、申請地を資材置場として利用したいとの申し入れがあったため転用するものです。</p> <p>借受法人は鶴見区の電気工事業者です。現在、鶴見区で倉庫を借りていますが、受注量が増加し、資材が倉庫に入りきらず、仕事を断っている状況です。倉庫敷地も狭いため、資材納入業者の4tトラックが入らず路上での作業になり、近隣からクレームが入っています。また、社有車5台の駐車スペースがなく、従業員の自宅に置いている状況です。そこで現在の状況が解消できる広さの土地を近隣で探したところ、申請地が見つかりました。なお、現在の倉庫は解約予定です。</p> <p>立地基準は第3種農地です。500m以内に川向町公園と川向町第二公園があり、前面道路に上下水道管が埋設されています。</p> <p>被害防除については、南側にコンクリート敷きの出入口を設け、出入口を除く隣地との境界に鋼板土留を設置し、土砂流出を防止します。敷地内は砕石敷きとし、雨水</p>

	<p>は自然浸透させます。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>他法令の手続きはありません。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>11 番について、地区担当の大塚委員の意見はいかがですか。</p>
大塚委員	<p>事務局の説明のとおり、問題ありません。</p>
議長	<p>11 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、11 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、11 番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。7 番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は、都筑区荏田東町に本社を設け、神奈川県内を中心に木工業を営んでいます。現在中川七丁目に従業員用とワークショップ講師用の駐車場を設けていますが、ワークショップ生徒が当初想定した人数より増加し、駐車スペースが不足していました。既存で使用している駐車場と一体で利用でき、両方向からの出入りが可能で、ワークショップ教室からも近い場所で探したところ、今回申請地を譲り受ける話がまとまりました。</p> <p>立地基準は、第 3 種農地です。500m 以内に中川八幡山公園、中川なでしこ公園があり、前面道路に上下水管が埋設されています。被害防除については、敷地内は転圧をし、全面浸透性アスファルト舗装とします。雨水は自然浸透とします。周囲はフェンスおよび下部に巾板を埋め込み土砂流出を防止します。一部、既存擁壁およびフェンスをそのまま活かします。ワークショップ開催時車両の流動性確保のため、出入り口部分を 3 か所設けます。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>他法令はありません。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>7 番について地区担当の吉野委員の意見はいかがですか。</p>
吉野委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
議長	<p>7 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p>

	<p>無いようですので、7番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、7番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、8番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請地は、荏田南町の露地野菜畑および水田地帯です。一体で平坦な土地となっています。譲受人は、神奈川県大和市で特別養護老人ホームを経営している社会福祉法人です。横浜市内でも今後高齢者介護施設の不足のため特別養護老人ホームに対する必要性が高まることが予測される現状を受け、申請に至りました。なお、本計画は横浜市健康福祉局の社会福祉法人施設審査会の審議を受け選定されております。</p> <p>立地基準は、第3種農地です。500m以内に荏田小学校、荏田東たけのこ公園があり、前面道路に上下水管が埋設されています。</p> <p>被害防除については、敷地外周にはコンクリートブロック3段積、高さ1.5mのネットフェンスで囲み、植栽も設け周辺農地への雨水や土砂の流出を防止します。雨水に関しては、場内にU型側溝を設置し貯留槽に集水後、農地利用水路とは別に自費工事で下から雨水幹線に接続します。汚水も同様に水路の下から接続します。また、南側隣接地との段差を解消するため、造成協力の同意を得た上で全面平坦に敷き均します。日照の影響について、日影図をもとに、冬至の16時頃を除き農地への影響が無い旨確認、同意を得ております。周辺住民へは説明会を開催し事業の説明を行っており、隣接農地所有者および水利組合へ直接説明を行い、事業への承諾を得ています。</p> <p>申請者に違反転用はありません。</p> <p>他法令については、8月3日に都市計画法29条に基づく開発許可申請は受付済みです。雨水管、下水管の水路下から接続することに関し、水利組合の取水先に影響が無い旨、代表者に確認済みです。自費工事に関しては都筑土木事務所と調整済みです。</p> <p>以上、許可相当として神奈川ネットワーク機構へ諮問した後、横浜市へ進達します。</p>
議長	8番について地区担当の大矢委員の意見はいかがですか。
大矢委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
議長	<p>8番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、8番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、8番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、9番について事務局から説明してください。</p>

事務局	<p>譲受人は譲渡人の妹とその夫で、現在、夫婦で賃貸住宅に住んでいます。今後、家族が増えることを見込むと現在の住まいでは手狭なため、新たな住宅が必要になり本申請に至りました。本家近くで住宅建築地を探したところ、譲渡人所有の土地以外見当たらず、申請地が選定されました。なお、筆の一部の転用となり、残農地は譲渡人が引き続き耕作をします。</p> <p>立地基準は市街化区域が500m以内にあり、周辺農地の規模が10ha未満であるため、第2種農地です。</p> <p>被害防除については、南側の駐車スペースの外周は出入口を除きRC擁壁を設置します。住宅の周りはコンクリートブロック2段及びメッシュフェンスを設置し、残農地への入口部分はコンクリートブロック1段を設置します。駐車スペースの雨水は、土間コンクリートに勾配をつけ、前面道路側溝に排水します。住宅部分の雨水は前面道路側溝へ接続し、汚水は浄化槽処理とします。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>他法令の手続きですが、建築物の新築許可について、建築局調整区域課で受付済みです。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>9番について地区担当の大塚委員の意見はいかがですか。</p>
大塚委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
議長	<p>9番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、9番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、9番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、第3号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。16番から22番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>16番について、立地基準は第3種農地です。建物敷地及び駐車場として14年間使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>17番について、立地基準は第2種農地です。山林として22年間使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>18番について、立地基準は第3種農地です。通路として13年間使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>19番について、立地基準は第3種農地です。倉庫敷地として13年間使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>20番について、立地基準は第2種農地です。住宅敷地として14年間使用されていることを航空写真で確認しました。</p>

	<p>21番について、立地基準は第3種農地です。資材置場として13年間使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>22番について、立地基準は第3種農地です。資材置場として14年間使用されていることを航空写真で確認しました。</p>
議長	<p>16番から22番について、委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、16番から22番について承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数のため、16番から22番につきまして証明交付とします。</p> <p>続いて、第4号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。</p> <p>10番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請地は植木畑です。現地調査の結果、農地として良好に管理されていることを確認しました。今後も引き続き農業経営されるとのことでした。</p> <p>以上から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	10番について、地区担当の栗原茂委員の意見はいかがですか。
栗原茂委員	植木畑で適正に耕作されており、事務局の説明のとおり問題ありません。
議長	10番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
小池委員	馬入れはコンクリート部分があるようですが、除外でなくて良いのですか。
事務局	営農に必要なものと捉え除外に当たらないと考えております。
小池委員	通り抜けできる通路ではないですか。
事務局	通り抜けできる通路ではございません。
議長	<p>10番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、10番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、10番は証明交付とします。</p> <p>続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認につい</p>

	て」審議します。15番について事務局から説明してください。
事務局	<p>こちらの案件につきましては、現地調査の結果、対象農地は主に露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、保土ヶ谷税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	15番について、地区担当の新川委員の意見はいかがですか。
新川委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
議長	<p>15番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、15番について適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、15番は適正に利用されていることを税務署に報告します。</p> <p>続いて、16番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては、現地調査の結果、露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しました。</p> <p>以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に管理されていることを報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	16番について、地区担当の齋藤公委員の意見はいかがですか。
齋藤公委員	事務局の説明のとおり、問題ありません。
議長	<p>16番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、16番について適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、16番は適正に利用されていることを税務署に報告します。</p> <p>続いて、17番について事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては、現地調査の結果、植木畑、露地野菜畑及び果樹畑として適正に管理されていることを確認しました。</p> <p>以上から、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に管理されていることを報告したいと考えています。</p>

議長	17番について、地区担当の関戸委員の意見はいかがですか。
関戸委員	事務局の説明のとおり、問題ありません。
議長	17番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、17番について適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、17番は適正に利用されていることを税務署に報告します。 続いて、第6号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせん協力について」15番について事務局から説明してください。
事務局	15番について主たる従事者証明発行済みです。市長から農業者へあっせんの協力依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は、9月6日を期限として、事務局までご連絡ください。
議長	15番について、あっせんに協力します。 以上で第14回総会審議事項の審議を終了します。 続いて、報告事項第1号から第8号について事務局から説明してください。 報告事項第1号から第8号まで一括で報告。 第1号から第8号について質問等がありますか。 無いようですので、第1号から第8号を了承とします。 これをもちまして第14回総会を終了します。 (閉会 15時40分)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名人

署名人

令和3年8月26日開催 第14回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田 昇	会長	出席	議長
2	野路 幸子	会長職務代理者	出席	
3	金子 利一		出席	
4	坂田 清一		出席	
5	加藤 保		出席	
6	栗原 智		出席	
7	守谷 弘	連合会監事	出席	
8	大立 尚登	連合会理事	出席	議事録署名人
9	阿部 敏		出席	議事録署名人
10	大澤 博		出席	
11	岡部 弘		出席	
12	河原 俊一	連合会理事	出席	
13	大塚 喜彦		出席	
14	関戸 裕一		出席	
15	平本 武夫		出席	
16	小池 誠一郎		出席	
17	小川名 重典	連合会理事	出席	
18	白井 秀幸		出席	
19	小島 重信		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	荻野 清		出席	
2	北見 喜重		出席	
3	栗原 茂		出席	
4	小山 正博	連合会理事	出席	
5	齋藤 公		出席	
6	鈴木 輝雄	連合会理事	欠席	
7	永島 善範		出席	
8	根本 栄治		出席	
9	吉野 幸弘		出席	
10	飯田 清		出席	
11	内田 英一		出席	
12	大矢 勝		出席	
13	小原 甲史		出席	
14	齋藤 春美		出席	
15	佐藤 孝春		出席	
16	新川 和生		出席	
17	森田 喜八郎		出席	
18	吉濱 勝	連合会理事	出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし